

合理的配慮の提供支援に係る費用を助成します！

障害を理由とする差別を解消し、障害のある人もない人も、みんなが暮らしやすいまち・茨木づくりにご協力ください。



コミュニケーション ツールの作成

- ・点字メニューの作成
- ・会話ボードの作成
- など

上限額 5万円



物品の購入

- ・筆談ボード
- ・折りたたみ式
スロープ
- ・高さ可動式
テーブル
- など

上限額 10万円



工事の施工

- ・手すりの設置
- ・段差の解消
- ・洗面所等の改修
- ・点字ブロック等の敷設
- など

上限額 20万円

- ◆助成対象者 茨木市内に事業所を置き、不特定多数の方が利用し、障害者の利用が見込まれる事業を行うもの（中小企業者、特定非営利活動法人）
- ◆募集期間 令和7年4月1日～令和8年2月27日【厳守】
※令和8年3月31日までに工事等を完了する必要があります。
- ◆予算の範囲内において事業を行いますので、**お早めの申請をお願いします。**
- ◆申請事業者の負担を軽減するため、**受領委任払い**（工事施工業者等に助成金を受領させること）も可能とし、より制度を利用しやすくなりました。
- ◆事業完了後は、お店での取組について、市ホームページ等でご紹介させていただく場合があります。

制度の詳細については、
右図読み取りを
参照してください。



【お問い合わせ先】

茨木市福祉部障害福祉課
〒567-8505 茨木市駅前三丁目8番13号
電話 072-620-1636
FAX 072-627-1692
メール syogaifukushi@city.ibaraki.lg.jp